



発行 東京都

目次

告示

- 国土調査としての指定(三件)……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可(二件)……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(同)……
- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……

告示

●東京都告示第七百二十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査(地籍調査)として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和八年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 国土調査指定年月日 令和八年五月十二日

- 二 調査を行う者の名称 新宿区
- 三 調査地域 新宿区四谷三丁目、若葉二丁目、須賀町及び左門町の各一部
- 四 調査期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査(地籍調査)として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和八年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和八年五月七日
- 二 調査を行う者の名称 大田区
- 三 調査地域 大田区久が原一丁目
- 四 調査期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査(地籍調査)として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和八年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和八年五月七日
- 二 調査を行う者の名称 中野区
- 三 調査地域 中野区新井一丁目及び新井五丁目、中野区新井二丁目

四 調査期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八條第一項の規定に基づき月島三丁目南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 月島三丁目南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 令和二年十一月五日から令和十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 中央区月島三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 中央区月島三丁目二十四番五号
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 令和二年十一月五日

●東京都告示第七百二十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八條第一項の規定に基づき公園通り西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九條第一項の規定により、次のよ

うに告示する。

令和八年六月三日

東京都知事 小池百合子

- 一 組合の名称
公園通り西地区市街地再開発組合

- 二 事業施行期間

令和七年九月二十二日から令和十四年十月三十一日まで

で

- 三 施行地区

渋谷区宇田川町及び神南一丁目地内

- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区宇田川町二番一号

令和七年九月二十二日

- 五 変更の内容

事業施行期間を令和十五年十月三十一日まで延長する。

- 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年六月三日

●東京都告示第七百二十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき三河島駅前北地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年六月三日

東京都知事 小池百合子

- 一 組合の名称

三河島駅前北地区市街地再開発組合

- 二 事業施行期間

令和五年二月七日から令和十二年十二月三十一日まで

- 三 施行地区

荒川区西日暮里一丁目地内

- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

荒川区西日暮里一丁目四番七号

平成二十九年五月二十六日

- 五 変更の内容

事務所の所在地を荒川区西日暮里二丁目十七番十号に変更する。

- 六 定款の変更の認可の年月日

令和八年六月三日

●東京都告示第七百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和八年六月三日

東京都多摩建築指導事務所長

佐藤 至

- 一 公聴会を行う日時

令和八年六月十一日（木曜日）
午後三時から

- 二 公聴会を行う場所

さくら会館
福生市牛浜百六十三番地

- 三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課日影規制・紛争調整担当
（東京都青梅合同庁舎三階）
青梅市河辺町六丁目四番地の一
電話〇四二八（二三）三二八九

- 四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため

- 建築主住

福生市本町五番地
福生市長 加藤 育男

- 建築敷地

福生市牛浜百六十二番一ほか
地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域、
等 第一種高度地区

- 工事種別

野球場
及び用途 増築
野球場（管理棟）

- 敷地面積

約一七、六六七平方メートル
増減なし

- 建築面積

約二二七平方メートル
約一七六平方メートル（合計約四〇三平方メートル）

- 延べ面積

約一、〇〇七平方メートル
約一七四平方メートル（合計約一、一八一平方メートル）

- 構造及び階数

鉄筋コンクリート造
鉄骨造
地上二階
地上一階

- 高さ

二・八六七メートル
五・七メートル

- 適用条文

建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第七百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区羽田旭
町及び同区羽田四丁目地内）

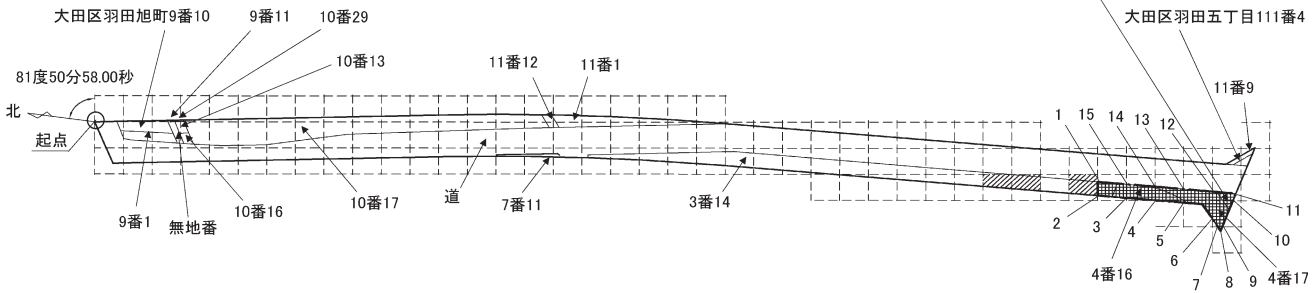
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及び
その化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物並び
にふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

大田区羽田四丁目104番11

大田区羽田五丁目111番4



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- - - : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第526号により指定した区域)
- ▩ : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

【格子の回転角度(81度50分58.00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、X座標:-49354.181、Y座標:-7733.561とする。

点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
起点	-49354.181	-7733.561	8	-49748.994	-7718.928
1	-49703.896	-7706.531	9	-49749.397	-7717.104
2	-49704.652	-7711.783	10	-49751.703	-7706.669
3	-49714.677	-7711.239	11	-49752.265	-7704.129
4	-49724.702	-7710.696	12	-49744.022	-7704.538
5	-49734.726	-7710.152	13	-49733.990	-7705.036
6	-49745.504	-7714.840	14	-49723.959	-7705.535
7	-49747.651	-7717.355	15	-49713.928	-7706.033

※上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第七百三十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月三日

東京都知事 小池 百合子

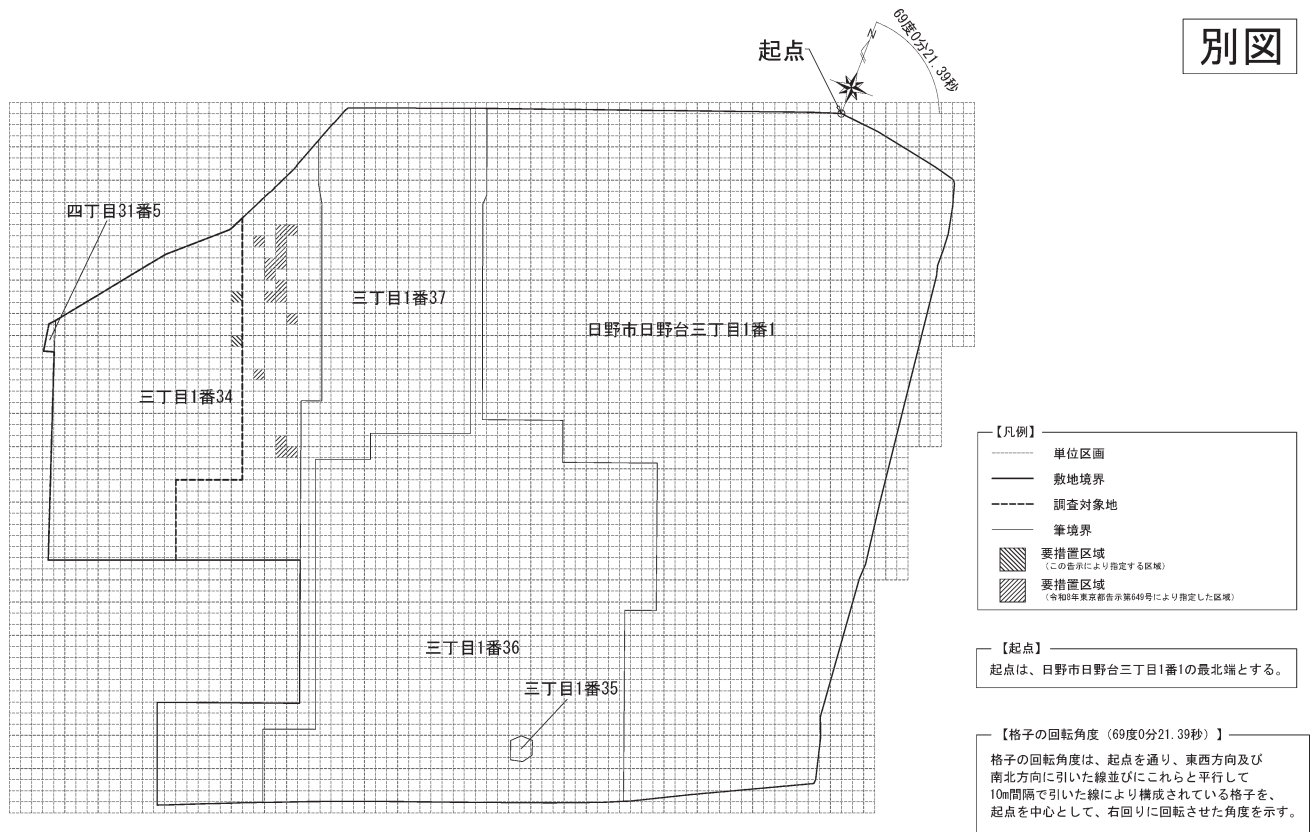
一 要措置区域 別図のとおり(日野市日野台三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



●東京都告示第七百三十一号

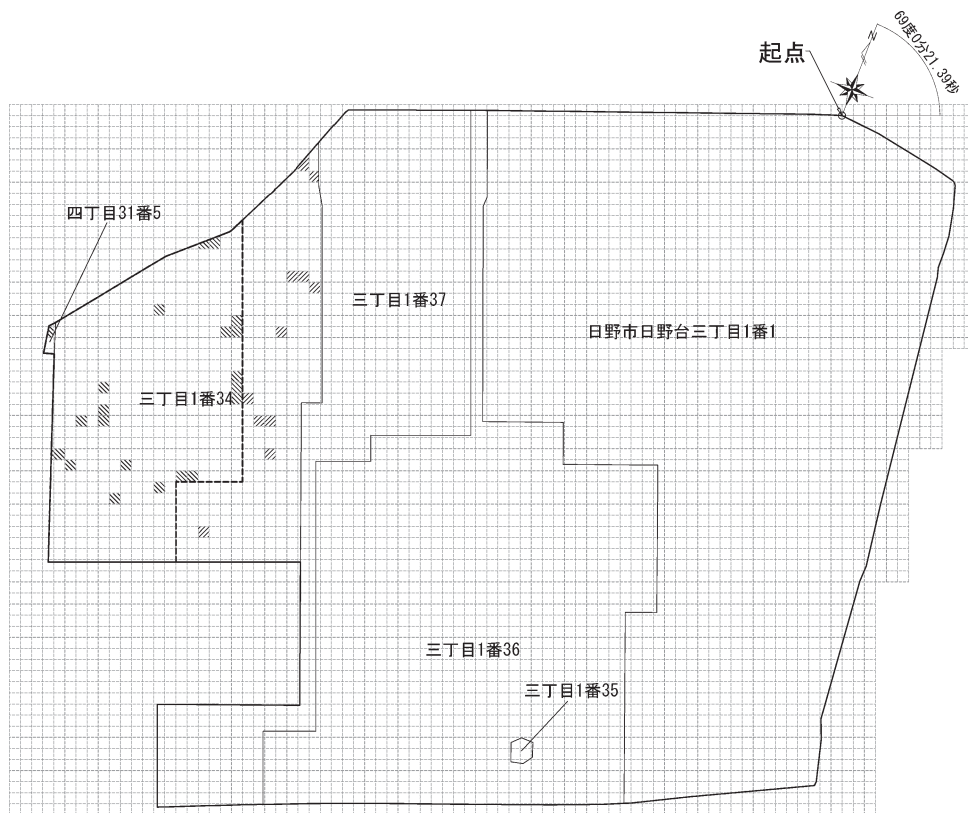
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目及び同市日野台四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 敷地境界
 - - - 調査対象地
 - 筆境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
 - ▩ 形質変更時要届出区域
(令和8年東京都告示第650号により指定した区域)

【起点】
起点は、日野市日野台三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度（69度0分21.39秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

